

## (指定催しに係る防火管理)

第 43 条 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
  - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
  - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 47 条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
  - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
  - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあつては、消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。

### 【予防規則】

(火災予防上必要な業務に関する計画書)

第 11 条の 2 条例第 43 条第 2 項に規定する計画の提出は、屋外催しに係る火災予防計画提出書（様式第 6 号の 2）に火災予防上必要な業務に関する計画書（様式第 6 号の 3）を添えて所轄消防署長に 2 通提出するものとする。

### 【予防規程】

(火災予防上必要な業務に関する計画書)

第 20 条の 3 署長は、規則第 11 条の 2 に規定する屋外催しに係る火災予防計画提出書を受理した場合は、条例第 43 条第 1 項各号に定める内容について審査し、火災予防上及び避難上支障がないと認めるときは、その 1 通に届出済印を押して返付するものとする。

### 【解釈及び運用】

#### 1 第 1 項

##### (1) 防火担当者について

防火担当者は、資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関する計画（以下「指定催しに係る計画」という。）に基づく指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する必要がある。ただし指定催しの露店等管理者が自ら防火担当者になることは妨げない。

##### (2) 指定催しに係る計画について

同項各号に指定催しに係る計画に最低限定めておく必要のある事項を掲げているものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

##### ア 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

防火担当者及び火災予防上必要な業務に従事する者を定めるとともに、業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載する。

- イ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。  
指定催しにおける対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いについて、あらかじめ把握する方法や指定催し当日における確認方法等について記載する。
- ウ 露店等の火災予防上安全な配置に関すること。  
対象火気器具等及び危険物と観衆を近接させない等の火災予防上安全な会場の配置並びに指定催し当日の会場の配置を確認するための方法等について記載する。
- エ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。  
対象火気器具等に対する消火器の準備等に関する計画及び指定催し当日における消火準備を確認するための方法等について記載する。
- オ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。  
指定催しの会場の実態に応じ、火災発生時の初動体制について記載する。

## 2 第2項

露店等管理者は、指定催しを開催する日の14日前までに指定催しに係る計画を所轄消防署長へ提出しなければならない。当該計画の届出を受けたときは、指定催しの概要を把握するとともに、事前に確認し、必要に応じて当該計画を是正するよう指導する必要がある。